

甲府市サテライトオフィス等活用促進事業に係る 施設運営者 募集要項

1 目的

本事業は、国の「地方創生テレワーク交付金」を活用し、都心から近く豊かな自然環境や高次な都市機能の集積などの地域特性をPRする中で、本市への新しいひとの流れ（移住・滞在）を創出するとともに、企業進出を促進し、活力ある地域社会の実現を図るため、市内既存のサテライトオフィス等の活用を促進していくことを目的とする。

2 定義

「既存のサテライトオフィス等」とは、甲府市内で、コワーキングスペースやシェアオフィス、サテライトオフィスを運営している法人とし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に定める「会社」、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2号に定める「特例有限会社」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」第22条又は第163条の規定により成立した法人等とします。

○ 国の地方創生テレワーク交付金 令和2年度補正予算（第3号）

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、国民の意識・行動の変容が見られることを踏まえ、地方でのサテライトオフィスの開設やテレワークを活用した移住・滞在の取組等を支援することにより、地方への新しいひとの流れを創出し、東京圏への一極集中是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現を図ることを目的に「地方創生テレワーク交付金」を創設。

3 事業概要

(1) 事業名称

甲府市サテライトオフィス等活用促進事業

(2) 概要

- ・ 本市は、市内でサテライトオフィス等を運営している民間事業者「以下（民間事業者）という。」と協議・情報交換しながら、民間事業者が運営する施設の利用促進に係るプロモーションやビジネスマッチング、セミナーの開催などにより企業間や個人間の交流、コラボレーションの機会を設けます。
- ・ 民間事業者は、本事業に係るビジネスマッチング等の開催場所の提供や、従前から実施しているセミナーと本事業の取組と併せ、本市に進出を検討する企業との橋渡し役として、本市の企業立地に係る優遇制度等を利用者や関係者に周知していただきます。
- ・ また、設置を予定している甲府市サテライトオフィス等活用促進事業等連絡協議会においては、市の産業施策（企業誘致・観光・商工業）や移住・定住施策、

関係機関との連携を検討していきます。

(3) 事業期間

令和3年～令和6年度（4年間）

(4) 目標設定

令和6年度末に向けて、各施設・年度ごとに、次の項目に係る目標値（KPI）を市と協議し設定します。

項目)

①施設を利用する企業数（社・団体）

②施設を利用する企業における県外の企業数（社・団体）

③施設の利用者数（人）

④施設の利用者における県外利用者の割合（%） 令和6年度末に30%以上

※企業数は、賃貸借契約や利用契約を締結した企業とします。

※利用者数は、利用登録した利用者の延べ人数とイベントに参加した人数とします。

※オンラインセミナーの参加者は、事業目的により利用者としてカウントしません。

(5) 協議会の設置

事業推進に係る連携や調整のために、(仮称) 甲府市サテライトオフィス等連絡協議会を設置する予定です。

4 募集方法等

(1) 募集期間

令和3年5月24日（月）～6月7日（月）

(2) 募集施設数

3施設程度

(3) 応募方法

甲府市ホームページにアクセスし、エントリーシートに必要事項を記載のうえ、メールにより提出してください。

(4) 選考方法

応募者が多数の場合は、調整又は「活力ある地域社会の実現」への寄与等を考慮して選考します。

5 応募資格

本事業に応募できる者は、次に掲げる要件を満たすものとします。

(1) 公募時点で、既にサテライトオフィス等を運営している法人であること。

(2) サテライトオフィス等は、年間を通じて利用できる形態であること。

(3) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4に該当しないこと。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122

号) 第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)又は暴力団若しくは暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう)の統制下にならないこと。

6 留意事項

- (1) 応募に係る費用は、民間事業者の負担とします。
- (2) (仮称) 甲府市サテライトオフィス等連絡協議会への参加を求めます。
- (3) 市と協議し、施設の利用者数等の目標を設定します。
- (4) 市は、施設の利用状況を把握するため、利用者数等の報告を求めます。
- (5) (4)の根拠となる資料として、賃貸借契約や利用契約、利用登録に係る情報を、個人の権利利益・プライバシー保護等を考慮し可能な範囲で求めます。
- (6) 市が運営状況等について実地確認を行う場合、これに応じる必要があります。
- (7) 新型コロナウイルスなどの感染症の流行及び蔓延により、国や県、市などによるイベントの開催制限や人数制限等の方針などにより、事業内容やスケジュールを変更する場合があります。
- (8) 本事業は、施設整備に係る経費などを支援する事業ではありません。

7 事業効果の公表

- (1) 事業期間中は、事業効果について公表に努めます。
- (2) 事業終了後も、市が報告を求めた場合は、これに応じる必要があります。

8 応募申込先、問い合わせ先

甲府市まちづくり部 まち開発室 産業立地課
〒400-8585
山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号
TEL 055-237-5205(直通)
電子メール sangyorh@city.kofu.lg.jp